

## 三条市経営改善支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者が専門家等の指導を受けて行う構造的な賃上げ環境の整備を実現するため、経営改善事業の実施に必要な経費に関し、予算の範囲内において三条市経営改善支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 賃上げ 労働者（週の所定労働時間が20時間以上の中小企業者の従事者をいう。）に支払われる賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）のうち基本給に相当するものの金額を引き上げることという。
- (3) 専門家等 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
  - ア 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定による認定を受けた者をいう。）
  - イ 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。）
- (4) 経営改善活動 中小企業者が専門家等の指導を通じ、賃上げを阻害する課題の抽出、当該課題の解決に向けた分析等を行う事業のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 経営管理体制構築事業 中小企業者の収益を改善し、賃上げ環境を整備することを目的として行う原価計算の精度の改善、採算の低い事業の特定、収益改善のためのアクションプランの作成その他賃上げに資する取組として市長が認める事業
  - イ 戦略策定事業 中小企業者の事業における適正な価格転嫁の実現を目的として行う適正価格の算定、顧客別交渉戦略の策定その他適正な価格転嫁に資する取組として市長が認める事業

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所を有しており、当該事業所において常時使用する労働者の数が1人以上であること。（労働基準法（昭和22年法律第49号）第116条第2項の規定により同法の規定を適用しないものを除く。）
- (2) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者が行う経営改善活動とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な専門家等への委託に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3に相当する額とし、30万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市経営改善支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

(2) 法人の定款又は登記事項証明書の写し（法人に限る。）

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 経営改善活動の内容を示す書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを決定した場合にあっては三条市経営改善支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては三条市経営改善支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市経営改善支援補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長が定める日までに三条市経営改善支援補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経営改善活動を通じて作成した報告書、行動計画書等の成果物の写し
- (2) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市経営改善支援補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。